

マネー・ローンダリング等防止に関する法令等遵守方針

日本トラスティ・サービス信託銀行（以下、当社という）は、マネー・ローンダリング、テロ資金及び大量破壊兵器の拡散に対する資金供与（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます）防止の重要性を認識し、当社グループ自身、当社グループの顧客及び役職員等が、マネー・ローンダリング等に関与すること、また巻き込まれることの防止に努め、金融システムの健全な維持・発展に寄与します。

1. 実施事項

- (1) 当社は、適用を受ける全てのマネー・ローンダリング等防止に関わる法令等を遵守します。
- (2) 当社は、マネー・ローンダリング等に関係する顧客及び取引を排除します。
- (3) 当社は、マネー・ローンダリング等防止に関わる適切な態勢を整備し、以下を行います。
 - ・マネー・ローンダリング等に関わるリスク評価
 - ・マネー・ローンダリング等防止のための取引時確認等の顧客管理措置
 - ・疑わしい取引の届出及び資産凍結等の措置
 - ・マネー・ローンダリング等に関する書類・記録等の適切な保存

2. 内部管理体制の整備

- (1) 当社は、マネー・ローンダリング等防止のための、内部管理体制の整備として、以下を実施します。
 - ・マネー・ローンダリング等防止のための組織・規程の整備
 - ・役職員に対する指導・研修等を通じて、マネー・ローンダリング等防止の重要性、及び各自の役割についての周知徹底
 - ・マネー・ローンダリング等防止に関わる遵守状況等の点検と、その点検結果を踏まえた、継続的な態勢改善
- (2) 経営陣は、責任をもってマネー・ローンダリング、テロ資金及び大量破壊兵器の拡散に対する資金供与防止対策に取り組みます。